第１号様式

　　　 　　　年　　月　　日

大阪市長

　　　　　 　　　 住所又は居所

法人その他の団体にあっては、

事務所又は事業所の所在地

氏名

法人その他の団体にあっては、

その名称及び代表者の氏名

事業認可申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第52条第１項の事業について、同法第53条

第１項の規定により認可を申請します。

事業認可申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□認可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（終身建物賃貸借事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人）が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　禁錮以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して１年を経過しない者

３　法第69条第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して１年を経過しない者

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

５　精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

６　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。）が１から５までのいずれかに該当するもの

７　法人であって、その役員又は使用人のうちに１から５までのいずれかに該当する者があるもの

８　個人であって、使用人のうちに１から５までのいずれかに該当する者があるもの

９　暴力団員等がその事業活動を支配する者

※認可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□法定代理人が、上記１から５までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。別紙

１　賃貸住宅の位置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 住　居　表　示※ |  |
| 賃貸住宅に関する権原 | １　所有権  ２　賃借権・使用貸借による権利  　　期間は　 　年 　月 　日から　　 　年 　月　 日まで |

※住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

２　賃貸住宅の戸数並びに規模並びに構造及び設備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住宅戸数 | 認可申請対象戸数　　　　　　戸 | 詳細については、  別添1  （共同居住型賃貸住宅の場合は別添2）  のとおり |
| 専 用 部 分の  床　面　積※ | （最小）　　　　　　　　　　　㎡ |
| （最大）　　　　　　　　　　　㎡ |
| 設備 | 共同利用設備　　□あり　□なし |
| □共同居住型賃貸住宅として使用 |
| 加齢対応構造等 | □認可基準に適合している |

（注１）「共同利用設備」は、居間、食堂、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室及び洗濯室のうち賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、賃借人及び賃貸人）が共同して利用する設備をいう。

（注２）「共同居住型賃貸住宅」は、賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、賃借人及び賃貸人）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。

※認可申請対象戸数が1戸の場合には、「専用部分の床面積」は「（最小）」の欄に記載すること。

３　賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項

|  |
| --- |
| 次の者を終身建物賃貸借に係る賃借人とする。  ・単身高齢者世帯  ・高齢者＋同居人（配偶者、60歳以上の親族） |

（注）「賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項」における賃借人は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第52条第１項の規定に該当するものをいう。

４　賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 賃貸の条件 | 権利金その他の借家権の設定の対価を受領しない。 |
| 賃貸借契約の解除 | 入居者が不正な行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とする。 |
| 前払家賃の額 | 円 |
| 上記前払家賃の  算定の基礎 | 終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払家賃の算定の基礎を書面で明示する。 |
| 上記前払家賃に  対する保全措置 | 上記前払家賃について返還債務を負うこととなる場合に備えて銀行の前払家賃に係る債務の保証その他国土交通大臣が定める措置を講ずる。  ＜具体的な措置＞  ○○信用金庫との間で、当社が前払金の返還債務を負うこととなった場合、○○信用金庫がその債務のうち５百万円を連帯して保証することを委託する契約を締結 |

５　賃貸住宅の管理の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 管理期間における管理の方式 | １　賃貸住宅の管理の委託  ２　自ら管理 |
| 賃貸住宅の修繕 | 外壁補修、屋上防水、鉄部塗装、給排水管改修等について、計画的に実施する。 |
| 備付図書 | ・賃貸住宅の賃貸借契約書  ・賃貸借契約時に交付する重要事項説明書  ・家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類  ・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

６　賃貸住宅の整備の実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 整備の着手の予定年月日 | 年 月 日 |
| 整備の完了の予定年月日 | 年 月 日 |

（注）賃貸住宅の整備をして終身賃貸事業を行う場合以外は記載不要。

７　事業が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨

|  |
| --- |
| 本事業は、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成21年８月19日 厚生労働省・国土交通省告示第１号）に沿って計画しており適切である。具体的には下記による。  ・安定的、継続的な事業運営の確保、前払金の算定根拠、返還方法の明示を行う  ・認可住宅の入居者が終身建物賃貸借事業を正しく理解できるよう十分に説明を行う  ・将来賃貸借に優越する抵当権等が設定されている事実の説明を行う  ・認可が高齢者居宅生活支援サービスの提供を含むと誤解される表示、説明を行なわない |

（注１）「基本方針」は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第３条第２項に規定する基本方針をいう。

（注２）「高齢者居住安定確保計画」は、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」をいう。

別添１

賃貸住宅の規模及び設備等

１．専用部分の規模及び設備等

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 専用部分の  床面積（㎡） | 設備 ※ | | | | | | 住戸数  (戸) | 住戸番号  (該当するものをすべて記載） |
| 完備 | 台所 | 便所 | 収納 | 洗面 | 浴室 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注１）住戸の規模及び設備のタイプ別にまとめて記載すること。

（注２）「設備」欄の「完備」は、各戸に台所、便所、収納、洗面及び浴室の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は○、無しの場合は×と記載すること。完備の場合は、「完備」を含め全ての欄に○を記載すること。

２．共同利用設備

|  |  |
| --- | --- |
| 共同利用設備 ※ | |
| 台所 |  |
| 収納 |  |
| 浴室 |  |

　※有りの場合は○、無しの場合は×を記載すること。

別添２

賃貸住宅の規模及び設備等 (共同居住型賃貸住宅用)

1. 専用部分の規模及び設備等

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 専用部分の  床面積（㎡） | 設備 ※ | | | | | | 住戸数  (戸) | 住戸番号  (該当するものをすべて記載） |
| 完備 | 便所 | 洗面 | 浴室 | 台所 | 洗濯室 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注１) 住戸の規模及び設備のタイプ別にまとめて記載すること。

（注２）「浴室」は、シャワー室を含む。

（注３）「洗濯室」は、洗濯場を含む。

（注４）「設備」欄の「完備」は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び洗濯室の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は○、無しの場合は×と記載すること。完備の場合は、「完備」を含め全ての欄に○を記載すること。

1. 共同利用設備等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 共同利用設備 ※１ | | 整備箇所数 | 想定利用戸数(戸 )※２ | 想定利用戸数／  整備箇所数 |
| 便所 |  |  |  |  |
| 洗面 |  |  |  |  |
| 浴室 |  |  |  |  |
| 台所 |  |  |  |  |
| 居間 |  |  |  |  |
| 食堂 |  |  |  |  |
| 洗濯室 |  |  |  |  |

※１　有りの場合は○、無しの場合は×を記載すること。

※２　「想定利用戸数」には、認可の対象としない住戸も含めること。

1. 延べ床面積等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 全住戸数  (戸)※ | 賃貸住宅の所在する地方公共団体  における最低延べ床面積  (基本：全住戸数×１５＋１０) (㎡) | 賃貸住宅の延べ床面積(㎡)※ |
|  |  |  |

※「全住戸数」と「賃貸住宅の延べ床面積」には、認可の対象としない住戸も含めること。別表

**事業認可申請書　添付書類**

|  |
| --- |
| 申請添付書類（大阪市終身建物賃貸借事業認可実施要綱第２条第２項関係） |
| 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第32条第２項各号に掲げる図書  のほか、市長が必要と認める図書】  １　（新築住宅の場合）加齢対応構造等の基準チェックリスト（新築住宅）（別紙１-①）  　　（既存住宅の場合）加齢対応構造等の基準チェックリスト（既存住宅）（別紙１-②）  ２　認可を申請する者が法人である場合においては、直前の法人市民税の納税証明書  ３　認可を申請する者が個人である場合においては、直前の市民税の納税証明書  ４　賃借人との終身建物賃貸借契約書の書式  ５　賃借人との賃貸借契約時に交付する重要事項説明書の書式 |

第３号様式

　　　 　　　年　　月　　日

大阪市長

　　　　　 　　　 住所又は居所

法人その他の団体にあっては、

事務所又は事業所の所在地

氏名

法人その他の団体にあっては、

その名称及び代表者の氏名

事業変更認可申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第56条第１項の規定により、事業内容の変更を次のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認可年月日 | 年　　月　　日 |
| 認可番号 | 第　　　　　　　　号 |
| 変更事項 | ・認可事業者の氏名（個人）、名称（法人）の変更  ・住戸数、加齢対応構造の変更  ・前払金の額、保全措置の変更  ・自ら管理、委託管理の変更 |

事業認可申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□認可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（終身建物賃貸借事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人）が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　禁錮以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して１年を経過しない者

３　法第69条第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して１年を経過しない者

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

５　精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

６　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。）が１から５までのいずれかに該当するもの

７　法人であって、その役員又は使用人のうちに１から５までのいずれかに該当する者があるもの

８　個人であって、使用人のうちに１から５までのいずれかに該当する者があるもの

９　暴力団員等がその事業活動を支配する者

※認可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□法定代理人が、上記１から５までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。

（添付書類）

　　　第１号様式添付書類のうち当該変更に係るもの第４号様式

　　　 　　　年　　月　　日

大阪市長

　　　　　 　　　 住所又は居所

法人その他の団体にあっては、

事務所又は事業所の所在地

氏名

法人その他の団体にあっては、

その名称及び代表者の氏名

事業の軽微な変更届出書

大阪市終身建物賃貸借事業認可実施要綱第５条第４項の規定により、事業内容の変更を次のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認可年月日 | 年　　月　　日 |
| 認可番号 | 第　　　　　　　　号 |
| 変更事項 | □整備の着手　□完了 |

事業認可申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□認可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（終身建物賃貸借事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人）が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　禁錮以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して１年を経過しない者

３　法第69条第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して１年を経過しない者

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

５　精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

６　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。）が１から５までのいずれかに該当するもの

７　法人であって、その役員又は使用人のうちに１から５までのいずれかに該当する者があるもの

８　個人であって、使用人のうちに１から５までのいずれかに該当する者があるもの

９　暴力団員等がその事業活動を支配する者

※認可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□法定代理人が、上記１から５までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。

第５号様式

　　　 　　　年　　月　　日

大阪市長

　　　　　 　　　 住所又は居所

法人その他の団体にあっては、

事務所又は事業所の所在地

氏名

法人その他の団体にあっては、

その名称及び代表者の氏名

解約申入承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第58条第１項の規定により、終身建物賃貸借の解約の申入れの承認を次のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認可年月日 | 年　　月　　日 |
| 認可番号 | 第　　　　　　　　号 |
| 解約の理由 | 該当するチェックボックスに「レ」マークを入れること。  □認可住宅の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、当該住宅を適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し、又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至ったため。  □賃借人（１戸の認可住宅に賃借人が２人以上いるときは、当該賃借人のすべて）が認可住宅に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、当該認可住宅を適正に管理することが困難となったため。 |

（添付書類）

従前入居者との契約解除の合意書の写し

従前入居者の転居先への入居を担保する書類

第７号様式

　　　 　　　年　　月　　日

大阪市長

　　　　　 　　　 住所又は居所

法人その他の団体にあっては、

事務所又は事業所の所在地

氏名

法人その他の団体にあっては、

その名称及び代表者の氏名

管理状況報告書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第66条の規定により、次のとおり管理状況を報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認可年月日 | 年　　月　　日 |
| 認可番号 | 第　　　　　　　　号 |
| 入居状況 | 別紙のとおり |

（添付書類）

第１号様式の別紙、別添１、別添２

別紙（第７号様式関係）

年度　認可住宅の管理状況

年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 通し  番号 | 住戸番号 | 空室  継続入居 | 契約日 | 契約  方法 | 生年 | 備　　考 |
| １ | 101 | 空室 |  |  |  |  |
| ２ | 102 | 継続 |  |  |  |  |
| ３ | 103 |  | 2020.12.25 | 一括 | S12 |  |
| ４ | 105 |  | 2020.４.20 | 分割 | S23 |  |
| ５ | 106 |  | 2020.７.15 | 月割 | S27 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（添付書類）

前払家賃を徴収する場合、債務の保証その他国土交通大臣が定める措置を講じたことを示す書類（新たに作成したもの）

第８号様式

　　　 　　　年　　月　　日

大阪市長

　　　　　 　　　 住所又は居所

法人その他の団体にあっては、

事務所又は事業所の所在地

氏名

法人その他の団体にあっては、

その名称及び代表者の氏名

地位承継届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第67条第２項の規定により、終身建物賃貸借事業の認可に基づく地位の承継を次のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認可年月日 | 年　　月　　日 |
| 認可番号 | 第　　　　　　　　号 |
| 承継年月日 | 年　　月　　日 |

地位承継する者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□認可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（終身建物賃貸借事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人）が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　禁錮以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して１年を経過しない者

３　法第69条第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して１年を経過しない者

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

５　精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

６　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。）が１から５までのいずれかに該当するもの

７　法人であって、その役員又は使用人のうちに１から５までのいずれかに該当する者があるもの

８　個人であって、使用人のうちに１から５までのいずれかに該当する者があるもの

９　暴力団員等がその事業活動を支配する者

※地位承継する者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□法定代理人が、上記１から５までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。

第９号様式

　　　 　　　年　　月　　日

大阪市長

　　　　　 　　　 住所又は居所

法人その他の団体にあっては、

事務所又は事業所の所在地

氏名

法人その他の団体にあっては、

その名称及び代表者の氏名

地位承継承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第67条第３項の規定により、次のとおり終身建物賃貸借事業の認可に基づく地位の承継の承認を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認可年月日 | 年　　月　　日 |
| 認可番号 | 第　　　　　　　　号 |
| 承継年月日 | 年　　月　　日 |

地位承継する者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□認可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（終身建物賃貸借事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人）が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　禁錮以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して１年を経過しない者

３　法第69条第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して１年を経過しない者

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

５　精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

６　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。）が１から５までのいずれかに該当するもの

７　法人であって、その役員又は使用人のうちに１から５までのいずれかに該当する者があるもの

８　個人であって、使用人のうちに１から５までのいずれかに該当する者があるもの

９　暴力団員等がその事業活動を支配する者

※地位承継する者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□法定代理人が、上記１から５までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。

（添付書類）

地位承継する者が法人である場合においては、直前の法人市民税の納税証明書

地位承継する者が個人である場合においては、直前の市民税の納税証明書

賃借人との終身建物賃貸借契約書の書式

賃借人との賃貸借契約時に交付する重要事項説明書の書式

従前入居者との契約書の写し

第14号様式

　　　 　　　年　　月　　日

大阪市長

　　　　　 　　　 住所又は居所

法人その他の団体にあっては、

事務所又は事業所の所在地

氏名

法人その他の団体にあっては、

その名称及び代表者の氏名

事業廃止届出書

次の認可を受けた事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第70条第１項の規定により、事業の廃止を届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認可年月日 | 年　　月　　日 |
| 認可番号 | 第　　　　　　　　号 |
| 廃止理由 |  |

（添付書類）

従前入居者との契約解除の合意書の写し

従前入居者の転居先への入居を担保する書類